

作成日：令和2年4月1日

更新日：

## 鳥取県ふるさとでの新しいライフステージ支援補助金 市町村向けQ&A

### 補助対象経費

問1	県補助額が10万円とされている理由は。
答	現居住地から県内市町村への引越に要した費用（賃貸住宅用の敷金や礼金、引越し費用）が概ね25万円として、県・市町村あわせて20万円以上を補助することを想定し、県補助額は10万円と算出していますが、「奨励金」として交付するものですので、その用途は問いません。
問2	県からの間接補助による移住促進のための補助金にも要件が合致する場合（例えば、移住支援交付金による住宅支援と本件補助金）、双方の補助金を申請することはできるか。
答	本件補助金は、奨励金として用途を限定しておらず、交付対象経費が明確に限定されている他の補助金と重複するものではないことから、政策上、強く事業実施の促進を図るため特に必要と認められるもの（移住支援金、移住定住推進交付金等）については、県では双方の補助金の申請を認めることとします。 なお、市町村における政策的な判断の余地を残すため、実際の交付は市町村等の判断によることとします。

### 申請時期

問1	申請はいつまでに行う必要がありますか。
答	奨励金の申請は、転入後1か月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに行われたものを対象とします。 転入後に偶然本件奨励金を認知したことによる申請があった場合には、新規転入者を促進するという奨励金の本来の目的から外れますが、市町村が適当と認める場合には、対象として差し支えありません。
問2	配偶者等一部の者が、仕事等の都合により、申請期限（転入の1か月後）を超えて転入するため、申請時点では「世帯数2名以上」とう対象要件を満たさない場合、どのように取り扱うか。
答	遅れて転入する者が事業年度内に転入する見込みであれば、認めて差し支えありません。ただし、奨励金の交付決定にあたっては、「残りの者の転入後、速やかにそれを証明する書類（転入手続き後の住民票など）を追加提出すること」等の条件を附してください。 なお、遅れて転入する者が当該年度中に転入できなかった場合でも、やむを得ない事情があると市町村が認める場合は、奨励金の返還を求めなくても差し支えありません。

### 適用要件

問1	奨励対象者に3年以上定住する意思があることはどのように確認するか。
答	交付申請にあたって、奨励対象者に意思表明書等を添付させることで確認してください。

### 奨励対象者

問1	妊娠中の場合、胎児はどのように取り扱うか。
答	本県における現在及び将来の人口減少に歯止めをかけるのが本件奨励金の目的ですので、申請時に胎児であっても、世帯の構成員数に含めても差し支えありません。 なお、審査にあたっては、母子手帳等の確認により、妊娠中であることを確認してください。
問2	県内に本社のある企業の従業員が県外から戻ってくるようなケースは対象になるか。
答	本社所在地が鳥取県であるかどうかに関わらず、会社からの転勤・配転命令によるものは基本的に該当しません。 なお、本県への居住を自ら希望し、今後本県から他都道府県への転勤の可能性が著しく低い職種等への配置換えが伴う場合等、市町村が適当と認める場合には、対象として差し支えありません。
問3	奨励対象者がUターンして親の世帯に加入する場合は、独立世帯ではないが、対象になるか。
答	新しく独立世帯である必要はありませんので、新しい転入者と判断できれば、対象として差し支えありません。

## 奨励金の返還

問1	奨励金を交付した後、家族の一部が転出して、「世帯2人以上」という対象要件を満たさなくなった場合にはどのように取り扱うか。
答	申請時点で「世帯2人以上」が3年間以上の定住の意思があれば、鳥取県で新しいライフステージを迎える若年者への支援という本件奨励金の趣旨から大きく外れる特段の事情がない限り、家庭の事情で世帯数が1名になったとしても、県として直ちに返還を求める必要はないと考えます。